

地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）

① 区町村名	出雲崎町
② 口（※1）	4, 938人（H25.4.1現在）（ ）
③ 高齢化率（※1） （65歳以上、75歳以上それぞれについて記載）	65歳以上人口 1, 874人 37.95%（ ） 75歳以上人口 1, 209人 24.48%
③ 取組の概要	高齢者等の支援に対する課題の検討、困難ケースに対する処遇方針の検討、地域包括支援センターが高齢者に対して行った支援についての報告・検討、養護老人ホームへの入所措置の判定、虐待等やむを得ない事由による介護老人福祉施設等への入所措置の判定等
④ 取組の特徴	虐待、養護老人ホーム入所判定、情報提供・交換などが大半である。
⑥ 開始年度	平成12年度
⑦ 取組のこれまでの経緯	介護保険法改正により平成18年度に設置目的・業務内容・組織等を改正した。
⑧ 主な利用者と人数	⑨に記載してある人員が出席し、1回の会議でおおよそ15名超の出席者である。
⑨ 取組の実施主体及び関連する団体・組織	県長岡地域振興局健康福祉環境部職員・町保健福祉課職員・地域包括支援センター職員・医師等医療機関関係者・介護保険サービス機関関係者・福祉関係者その他町長が必要と認めた者
⑩ 市区町村の関与（支援等）（※2）	なし
⑪ 国・都道府県の関与（支援等）（※3）	なし
⑫ 取組の課題	参加する有資格者等が固定化しているため、構成員でない職種の参加を希望するが、県が実施する「新潟県地域ケア多職種協同推進等事業実施要綱」にも該当しないため、現状に甘んじているところもある。
⑬ 今後の取組予定	ケース会議で対応している事例について支援が必要と判断した時等
⑭ その他	なし
⑮ 担当部署及び連絡先	保健福祉課 介護保険係

※1 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を（ ）内に記載してください。

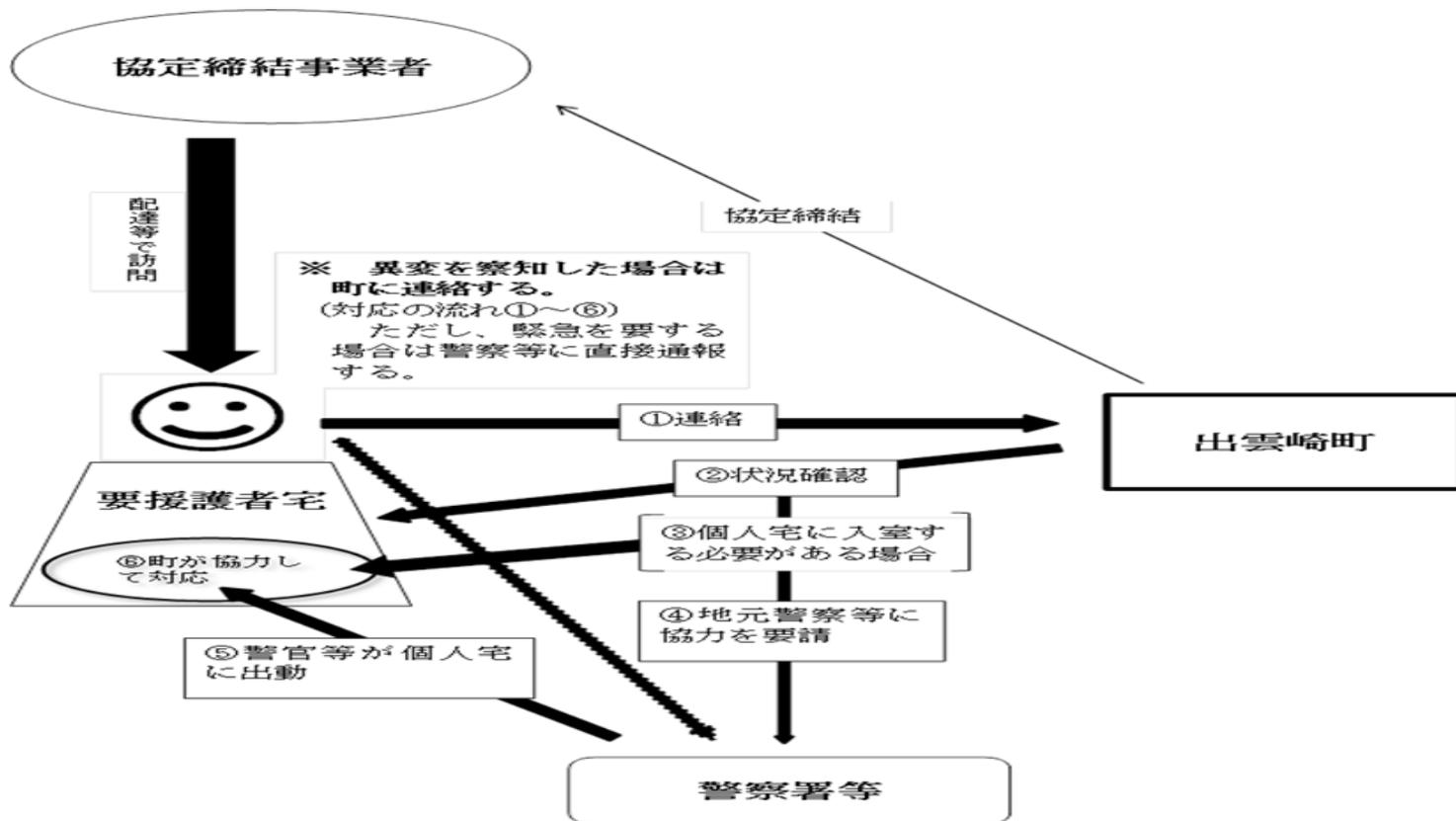
※2 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。

※3 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。

地域の見守り活動

～超高齢・少子社会に対応した助け合いの町を目指して～

地域の高齢者をはじめ、障がい者や子どもの安心・安全のために、日頃から多くの目で見守ることが必要と考え、見守り活動について協力体制を構築するために、団体及び事業者と「出雲崎町における地域の見守り活動に関する協定書」を締結しています。下記のフロー図が基本となります。



出雲崎町における地域の見守り活動に関する協定書

(以下「甲」という。)と出雲崎町(以下「乙」という。)は、出雲崎町における地域の見守り活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、超高齢・少子社会に対応した助け合いの町を目指して、地域の中で支援が必要と思われる一人暮らし高齢者をはじめ、障がい者や子どもの安全等の見守り活動に対して甲、乙が積極的に協力し、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(活動の対象とする地域)

第2条 この協定による活動の対象となる地域(以下「対象地域」という。)は、出雲崎町内で甲が日常的に業務を行う地域とする。

(甲の責務)

第3条 甲は、その会員等に対してこの協定の趣旨を周知し、日常の業務の範囲において協力可能な体制の整備を行うものとする。

2 甲は、日常の業務の範囲において、対象地域の住民に関して何らかの異変を察知した場合は、速やかに乙に連絡又は通報(以下「連絡等」という。)するものとする。

3 この協定の実施については、良心に基づき誠実に行うものとする。

(乙の責務)

第4条 乙は、その職員に対してこの協定の趣旨を周知し、円滑に連絡等に対応する体制の整備を行うものとする。

2 乙は、前条第2項の連絡等を受けた場合には、速やかに関係機関と連携して必要な対応を行うものとする。

3 乙は、地域住民に対して協定の趣旨を広報するなど、甲の活動が円滑に進むために必要な支援を行うものとする。

(個人情報の保護)

第5条 甲及び乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

(相互連携)

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、各種情報交換を行う等、相互連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第7条 社会情勢の変化等によって、この協定の内容に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について、必要に応じ、甲及び乙で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ、各1通を保管する。

平成25年3月1日

甲

乙 出雲崎町大字川西140番地

出雲崎町長 小林 則幸

地域の見守り活動に関する手引き

<出雲崎町>

平成25年1月

1 目的

地域の中で支援が必要と思われる一人暮らし高齢者をはじめ、障がい者や子ども（以下「要支援者」という）の安全などの見守り活動について協力体制を構築するために「出雲崎町における地域の見守り活動に関する協定書」（以下「協定」という）を締結しました。

この手引は、協定による協力・連絡体制のあり方、留意点などを示すことにより、取り組みの円滑化を図ることを目的とするものです。

2 協定締結の経緯

出雲崎町では、超高齢・少子社会に対応した助け合いの町を目指し、地域の要援護者について何らかの異変があった場合、速やかに支援へ繋げるために、日頃からできるだけ多くの目で見守ることが必要と考えています。

要援護者と接する機会のある団体・事業者との連携による見守り体制の構築のため、今回の協定締結を行うことになりました。

3 役割と連絡体制について

一人暮らし高齢者などの要援護者に異変があった時の連絡・支援に関する協力内容と役割は、次に示すとおりです。

また、支援の流れは「連絡体制フロー図」が基本となります。

(1) 役割

ア 協定締結団体・事業者等

- ・職員または従業員等に趣旨を周知し、日常の業務の範囲において、住民に関して何らかの異変を察知した場合は、出雲崎町または出雲崎町地域包括支援センターに連絡を行う。
- ・急病等で現に倒れている人を見つけたり、事件性が認められるような事態を発見した場合は、速やかに救急搬送の要請や、警察への通報を行う。なお、その場合は出雲崎町に別紙「対応報告書」により報告を行う。
- ・職員等の異動等があった場合は、この協定の旨を引き継ぐ。

イ 出雲崎町民生児童委員協議会

- ・訪問活動において、地域住民に関して何らかの異変を察知した場合はもとより、地域住民から異変の連絡があった場合は、要援護者の状況確認を行い、支援が必要な場合は、関係機関につなぐ。

・対応状況について、出雲崎町に別紙「対応報告書」により報告を行う。

ウ 出雲崎町地域包括支援センター

・協定締結団体・事業所等から異変の連絡があった場合は、情報を集約し、状況確認を行い支援が必要な場合は、関係機関につなぐ。

・対応状況について、出雲崎町に別紙「対応報告書」により報告を行う。

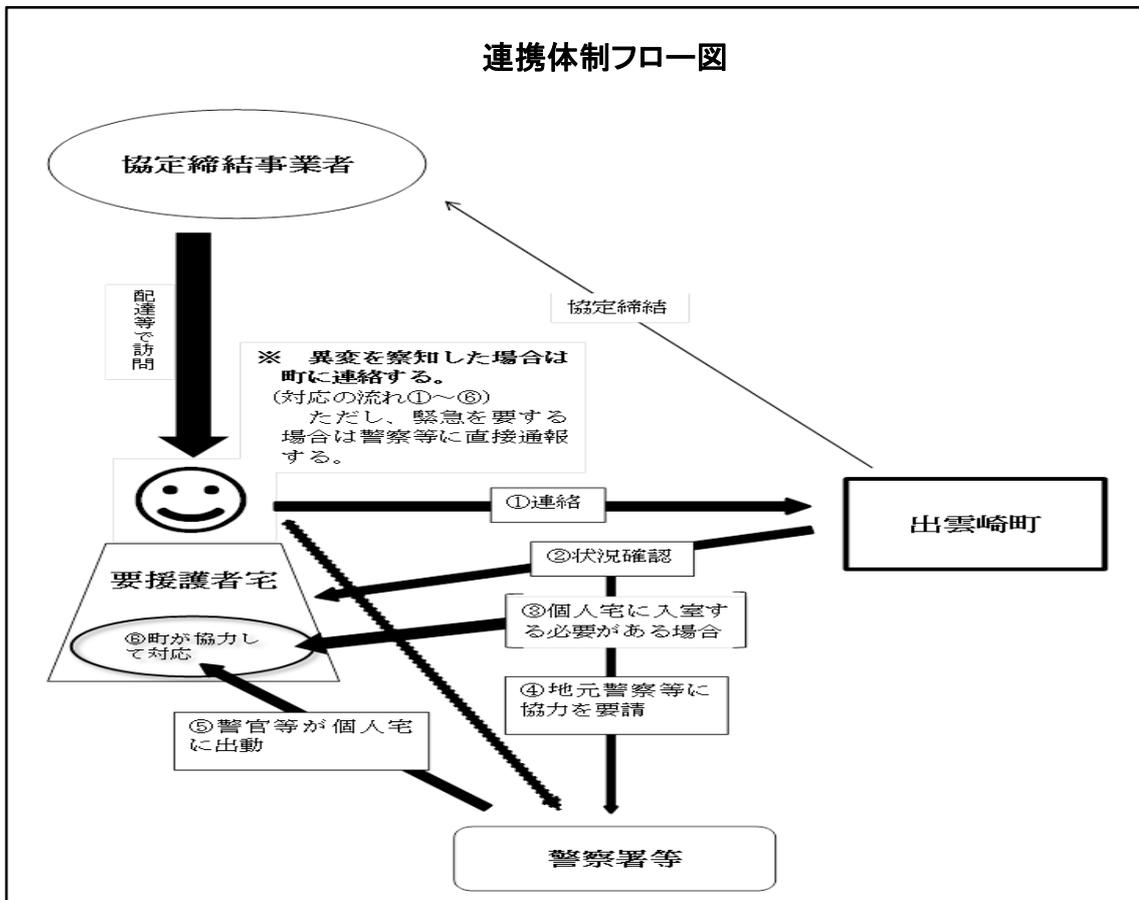
エ 出雲崎町

・職員及び関係機関に趣旨を周知し、町内における取組の円滑な推進のため体制を整備する。

・異変の連絡があった場合は、要援護者の状況確認を行い、支援が必要な場合は関係機関につなげる。

・協定締結団体・事業所等から別紙「対応報告書」の報告を受け、事例の集約に努める。

(2)連絡体制



4 異変について(異変とはどのような事をいうか)

<p>① 新聞や郵便物が溜まっている。</p> <p>② 呼びかけても応答がない。</p> <p>③ 昼間なのに電気がつけっぱなし(夜なのに電気がつかない)。</p> <p>④ 洗濯物が出しっぱなし。</p> <p>⑤ 対応がおかしい(同じことを何度も言う。高額商品の購入が疑われる)。</p> <p>⑥ どなり声や大きな音がする。</p> <p>⑦ しょっちゅう子どもの泣き音がする。</p> <p>⑧ 子どもが夜遅くまで外にいる。</p> <p>とにかく何かおかしい… など</p>

5 関係機関等連絡先

【行政機関】

機関名	担当	連絡先
出雲崎町	保健福祉課 福祉係 佐藤 佐由里	0258-78-2293
出雲崎町地域包括支援センター	安田 祐子 熊谷 英子	0258-41-7211

【民生児童委員協議会】

行政区	氏名	電話番号	担当集落
沢田	大関 優子	78-3602	沢田、藤巻、上中条
神条	佐藤 晴子	78-2528	神条、吉川、滝谷、柿木
馬草	坂爪 アキ子	78-3346	馬草、乙茂、大寺、久田
大門	磯部 芳江	78-2932	駅前、大門
川西2区	近藤 咲子	78-3040	川西、川東
松本	岡田 英夫	78-2541	松本、山谷、大釜谷、小釜谷、別ヶ谷、深町
中山	高橋 健一	78-2908	立石、中山、米田、上小竹、下小竹、上野山
吉水	谷村 泉	78-4480	桂沢、吉水、稲川
船橋	内藤 恒	78-2597	船橋、田中、市野坪、豊橋
小木	内藤 利治	78-3397	常楽寺、小木、相田
勝見	伊藤 とみ子	78-2662	勝見、尼瀬1区・2区
尼瀬3区	岡田 幹與	78-2718	尼瀬3区、諏訪本町
伊勢町	八木 シヅエ	78-2706	伊勢町、稲荷町、岩船町
石井町1区	上杉 榮子	78-2131	住吉町、石井町1区・2区・2丁目
羽黒町3区	大磯 栄子	78-2219	羽黒町1区・2区・3区・4区・5区
木折町1区	長谷川 悦子	78-2309	鳴滝町1区・2区、木折町1区・2区
井鼻1区	金泉 徳次	78-3878	井鼻1区・2区・3区・4区
住吉町	海野 町子	78-2247	全町(主任児童委員)
稲川	萩野 道子	78-3574	全町(主任児童委員)

《協定締結事業所一覧》

事業所名	住所		電話	締結日	締結先
出雲崎町社会福祉協議会	〒949-4353	出雲崎町大字大門394-1	41-4133	H25. 1. 21	町
(株)つるや	〒949-4353	出雲崎町大字川西58	78-2233	H25. 1. 21	町
北盛堂	〒949-4305	出雲崎町大字羽黒町117	78-2301	H25. 1. 21	町
NPO法人なっとわーくさぷらい	〒949-4308	出雲崎町大字尼瀬166	78-3700	H25. 2. 1	町
出雲崎町商工会	〒949-4305	出雲崎町大字羽黒町431-1	78-2064	H25. 3. 1	町
新潟県宅地建物取引業協会	〒950-0084	新潟市中央区明石1-3-10	025-247-0105	H19. 10	県
長岡支部	〒940-0853	長岡市中沢4-158-1	36-8756		
NIC新潟日報販売店会	〒950-0854	新潟市西区善久772-2□	025-378-9382	H20. 8	県
新潟県民生児童委員協議会	〒950-0994	新潟市中央区上所2-2-2	025-281-5537	H20. 8	県
生活協同組合コープにいがた	〒950-1194	新潟市西区山田2309-7□	025-201-5550	H25. 1	県
中越センター	〒940-2116	長岡市南七日町2-11	47-0701		